

北海道文教大学大学院長期履修学生に関する規程

(平成 27 年 3 月 26 日 則 第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北海道文教大学大学院学則(平成 14 年 12 月 19 日 則 第 37 号。以下「大学院学則」という。)第 10 条の 3 第 2 項の規定に基づき、北海道文教大学大学院における長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象となる学生)

第 2 条 長期履修学生を願い出できる者は、次の各号の一に該当する者で、標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望した者とする。

- (1) 職業を有している者(自営業、臨時雇用、非常勤等を含む。)
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他本学大学院において前 2 号に準ずると認められた者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期にわたる教育課程を履修することができる期間は、大学院学則第 8 条に規定する期間以内とする。

2 休学期間は、長期履修期間には算入しない。

(申請手続き)

第 4 条 長期履修を希望する新生は入学手続き時に行うものとする。また、在学生にあつては、1 年次の後期が終了する 2 月末までに次の各号に定める申請書類を研究科長に提出する。

- (1) 長期履修申請書(別紙様式 1)
- (2) 在職証明書又は在職が確認できる書類(職業を有している場合)
- (3) 家事従事、育児又は介護等に従事している者の申立書(様式任意)

(履修期間の変更)

第 5 条 長期履修学生が、許可された履修期間の短縮又は延長を希望するときは、長期履修期間短縮願(別紙様式 2)又は長期履修期間延長願(別紙様式 3)を所属する研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 許可された履修期間の変更は、在学中 1 回限りとする。ただし、修了予定年次開始後の変更はできないものとする。

(授業料の納入)

第 6 条 申請が許可された学生は、長期履修学生の所定の授業料を各学期の納入期限までに納入する。又短縮を許可された学生は、すでに納入済みの授業料を除いた残りの授業料を各学期の納入期限までに納入する。

(授業料の算定)

第7条 長期履修を許可された学生が納入する1年間の授業料は、修士課程2年間の授業料の額を在学期間で除して得た額とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。